

さくら通信

2月号

2024年2月
No.230

発行

さくら税理士法人

さくら社会保険労務士法人

株さくらビジネスサービス

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会



徳島ガンバロウズ



男子バスケットボールのB3リーグで、徳島ガンバロウズが活躍しております。何試合か会場で観戦しましたが、やっぱり生で見るスポーツは面白いです。一度ハプニングで試合が数十分止まったこともありましたが、アウェイの応援団が会場全体を盛り上げてくれるなど、感動的なシーンもありました。

個人的にファンクラブにも入りました。是非これからもガンバっていただきたいです。

(孝志洋)



確定

申告

特集

本年も確定申告の時期が参りました。所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告納税は令和6年3月15日(金)まで、消費税及び地方消費税の申告納税は令和6年4月1日(月)までです。ただし、振替納税の手続をしている場合には、所得税及び復興特別所得税の振替日は令和6年4月23日(火)、消費税及び地方消費税の振替日は令和6年4月30日(火)です。なお、納付が遅れると、延滞税がかかりますので、ご注意ください。

★ 所得税

※確定申告をする必要のある方

- (1) 給与所得がある方のうち、
 - 給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
 - 給与を受けている方で、副業などの所得の金額の合計額が20万円を超えている方
 - 2か所以上から給与を受け取っていて、年末調整を行わない給与の収入額が20万円を超えている方
- (2) 公的年金等に係る雑所得がある方のうち、
 - 公的年金等の収入金額が400万円を超える方
 - 公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円を超える方
- (3) 他の所得(事業所得、不動産所得、保険の満期等の一時所得、譲渡所得など)がある方
※ 税務署への申告が不要でも、市町村で申告手続きが必要な場合があります。

※確定申告(還付申告)をすれば源泉徴収をされた所得税等が戻る方

- (1) 年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき
- (2) 一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンがあるとき
- (3) マイホームに特定の改修工事をしたとき
- (4) 認定住宅の新築等をした場合(認定住宅新築等特別税額控除)
- (5) 災害や盗難などで資産に損害を受けたとき
- (6) 多額の医療費を支出したとき
- (7) 特定の寄附をしたとき(ふるさと納税のワンストップ特例を使われる方は除く)
- (8) 上場株式等に係る譲渡損失の金額を申告分離課税の選択をした上場株式等に係る配当所得等の金額から控除したいとき



令和5年分の所得税確定申告から以下の項目について追加・変更があります

- ① 第二表の「配偶者や親族に関する事項」に関する事項の記載と住民税に関する事項の記載が変わりました。
- ② 青色申告決算書に新たに売上(収入)金額と仕入金額の明細欄が設置されました。それぞれに「売上先または仕入先」「所在地」「登録番号(法人番号)」「売上(収入)金額または仕入金額」の項目があり、4社分あります。
- ③ 白色申告者の収支内訳書にも上記と同様の明細欄が設置されました。加えて、合計金額に含まれる軽減税率対象の金額の欄も別途設置されました。
- ④ マイナポータル連携による申告書の自動入力対象が拡大しました。マイナポータル連携とは、所得税確定申告の手続において、マイナポータル経由で、控除証明書等のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力する機能です。但しご利用には要件があるので、詳しくは国税庁のホームページをご確認下さい。

(大西)

社会保険 2月の社会保険労務【減給の制裁】

1. 減給の制裁の制限(労基法第91条)

「就業規則で、労働者に対して減給の制裁を定める場合においては、その減給は、1回の額が平均賃金の1日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えてはならない」と定めています。



減給は

1回の額 >>> 平均賃金の1日分の半額

総額 >>> 一賃金支払期の賃金総額の10分の1

を超えてはいけません。

2. 条文の趣旨と解説

労働の結果で発生した賃金債権を減額する場合、その額が大きいと労働者の生活を脅かすことになるため、制限をかけています。

- ① 「1回の額が平均賃金の1日分の半額を超えてはならない」とは、1回の事案に対しては、減給の総額が1日分の半額以内でなければならないことを意味します。
1回の事案について、平均賃金の50%ずつを何日にもわたって減額することはできません。1日に2個の懲戒事由に該当する行為があれば、2個の行為について、それぞれ平均賃金の50%ずつ減額することは労基法上差し支えありません。
- ② 「総額が一賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えてはならない」とは、一賃金支払期に発生した数事案に対する減給の総額が、当該賃金支払期における賃金の総額の10分の1以内でなければならないという意味です。もし、これを超えて減給の制裁を行う必要があるときは、その部分の減額は次期の賃金支払期に延ばさなければなりません。一賃金支払期における賃金の総額とは、当該賃金支払期に対して現実に支払われる賃金の総額(欠勤控除で少額となったときはその少額となった賃金総額)で、それを基礎として10%を計算します。

3. 減給の制裁にあたらない場合

- ① 就業規則の懲戒処分に定める「出勤停止」の期間に対応する賃金カットは、減給の制裁とは関係ありません。
- ② 欠勤・遅刻早退等により勤務しなかった日・時間に対応する賃金カットは、ノーワーク・ノーペイの原則に基づくもので、制裁処分ではありません。遅刻早退の時間に対する賃金額を超える減給は、減給の制裁にあたります。
- ③ 就業規則に、懲戒処分を受けた場合は昇給させないと定める欠格条項は、減給の制裁にはあたりません。
- ④ 賞与についても、減給の制裁は賞与総額の10%までです。ただし、勤務評価による賞与額の決定は可能で、この場合は減給の制裁には該当しません。

(竹内拓也)

資産税係 上場株式等の配当所得等や譲渡所得等などの課税方式が統一されます

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等、特定公社債等の利子所得等について、令和5年度(令和4年分の所得税の確定申告)までは所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択することができましたが、令和6年度(令和5年分の所得税の確定申告)から個人住民税の課税方式は所得税と一致させることになりました。(令和4年度税制改正)

確定申告で選択した課税方式は、その後の修正申告や更正の請求において、課税方式を変更することはできません。よって、個人住民税も課税方式を変更することはできませんのでご注意ください。

所得の種類	選択できる課税方式		
	総合課税	申告分離課税	申告不要
上場株式等の配当所得	○	○	○
特定公社債等の利子所得等	—	○	○
上場株式等の譲渡所得等 (源泉徴収ありの特定口座のもの)	—	○	○

※源泉徴収されない特定口座および一般口座での取引に係る株式等譲渡所得等や、大口株主等分の上場株式等の配当所得等や、一般株式等の配当所得等を申告不要とすることはできません。



(坂田)

医療係 青色事業専従者給与の必要経費算入

歯科医院では、院長先生(青色申告者)と生計を一にしている配偶者その他の親族が歯科医院の業務に従事することがありますが、原則としてこれらの人に給与を支払ったとしても必要経費とすることができません。

しかし、青色事業専従者給与に関する届出書を提出する等一定の要件を満たす場合には、事業主である院長先生の必要経費として認められることになります。ただし、青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける人は、院長先生を含めどなたの控除対象配偶者や扶養親族にはなれませんので注意が必要です。



※【青色事業専従者給与に関する届出書】

青色事業専従者給与を必要経費に算入しようとする年の3月15日までに提出しなければなりません。ただし、その年の1月16日以後、新たに事業を開始した場合や新たに専従者がいることとなった場合には、その開始した日や新たに専従者がいることとなった日から2カ月以内が提出期限となります。届出書には、青色事業専従者の氏名、年齢、職務の内容、給与の額、支給期等を記載します。

(大下)

2月の社会保険労務

■ 2月29日

- 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
- 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)
- 状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
- じん肺健康管理実施状況報告(労働基準監督署)
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
- 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届



2月の税務

■ 2月1日から3月15日まで

1. 前年分贈与税の申告

■ 2月13日

2. 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■ 2月16日から3月15日まで

3. 前年分所得税の確定申告

■ 2月29日

4. 12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
5. 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

6. 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

7. 6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

8. 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

9. 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

■ 2月中において市町村の条例で定める日

10. 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付

※ 税理士記念日…2月23日



リスマネ委員会 企業を取り巻くリスク サイバー攻撃

日本国内のネットワークに向けられたサイバー攻撃関連の通信件数は大幅に増えています。

近年のサイバー攻撃の傾向を見ると、機密情報の有無にかかわらず標的として狙われるようになってきており、「すべての企業」がサイバー攻撃の標的になりうるのです。

個人情報に関する法制の厳格化等、情報漏洩をめぐる社会情勢の厳しさは増しています。ひとたび事故が発生すれば賠償金、見舞金、信用の低下など多大なダメージを被ります。

サイバーリスクに起因して発生する損害に対応するためのサイバー保険があります。

サイバー保険で補償される内容

- 損害賠償責任
 - 事故対応費用
 - 利益損害・営業継続費用
- 一度、検討してみてもいいのではないでしょうか。

(さくらビジネス)

会計制度 税効果会計⑥ STEP5 繰延税金資産・負債および法人税等調整額の計上

いよいよ最後のステップ「仕訳の計上」です。

まずは税効果会計の対象となる繰延税金資産(回収可能性ありと判定されたものに限り)・繰延税金負債を集計します。そしてこれに基づき仕訳を計上します。

計上方法には、(1)期首から期末までの増減額について仕訳を計上する方法、(2)洗い替えによる方法があります。

ここでは、(1)の方法を紹介します。この場合、すでに前期末に一定の繰延税金資産・負債が計上されていることを考慮し、当年度に計上・取崩すべき繰延税金資産・負債は、それぞれの期首から期末までの増減額となります。

たとえば図のような増減表を作成し、これに基づき一括して仕訳を計上します。

まず、【一時差異(期間差異)および一時差異に準ずるもの】についてですが、期首に比べ期末では繰延税金資産が増加となっているため、新たに400を計上します。一方、繰延税金負債は減少となっているため、前期末に計上されていた100を取り崩す必要があります。そして、相手勘定である法人税等調整額をこれらの貸借差額で計上します。

次に、【一時差異(評価差額等)】についてですが、評価差額等は会計上、直接純資産の部に計上される評価差額であり、そもそもズレが発生した時点では課税所得計算に含まれないものです。

したがって、上記一時差異と同じく期首と期末の差額である繰延税金負債50を取り崩すものの、相手勘定をPL項目である法人税等調整額にせず、直接、評価差額金等の純資産の部へ計上される科目で処理します。

項 目	期首A	期末B	増減額C (B-A)
【一時差異(期間差異)・一時差異に準ずるもの】			
① 回収可能性のある繰延税金資産	400	800	400
② 繰延税金負債	-300	-200	100
③ 繰延税金資産純増減額(①+②) (法人税等調整額)	100	600	500
【一時差異(評価差額等)】			
④ 評価差額等に係る繰延税金負債	-150	-100	50

<仕訳>一時差異(期間差異)・一時差異に準ずるものの調整

(借方) 繰延税金資産	400	①	(貸方) 法人税等調整額	500	③
(借方) 繰延税金資産	100	②			

<仕訳>一時差異(評価差額等)の調整

(借方) 繰延税金負債	50	④	(貸方) 評価差額金	50	④
-------------	----	---	------------	----	---

(孝志恵)

第61回優良従業員表彰式

昨年12月1日、徳島グランヴィリオホテルにて徳島商工会議所の表彰式が開催されました。永年勤続する優良従業員ということで当事務所より、30年表彰の部で1名、20年表彰の部で1名、10年表彰の部で1名が表彰されました。

木下 浩明

商工会の30年勤続の表彰を受け、ありがとうございます。

やっと30年がたったのかと、まだ30年かという思いです。

30年続いたのは、お客様や事務所の人たちとの良い関係ができたからだと思っています。

これからは、先人から教わったものを後輩に伝えていくことを目標として、人とのかわりを大切に、これからも頑張っていきたいと思っています。

徳永 奈美

さくら事務所に勤務して20年が過ぎました。

皆様のおかげです。感謝申し上げます。

ご存じのとおり社会保険制度は、めまぐるしく変化しています。

毎日が勉強です。

これからも皆様に喜んでいただける仕事ができるよう頑張っていきたいと思っています。

よろしくお願いいたします。

岸田 由香

商工会議所より10年表彰を頂きました。

子育てと仕事の両立に不安を感じておりましたが、ここまでやってこれたのも事務所の皆様、関与先の皆様のお陰であると感謝しております。

これからも初心を忘れずに、自分なりに努力して事務所に貢献できるよう精進していきたいと思っていますので、よろしくお願い致します。

研修会のご案内

令和6年2月8日(木) 13:30～16:00 あわぎんホール(郷土文化会館)会議室6
徳島県徳島市藍場町2丁目14 TEL: 088-622-8121
参加無料・事前のお申込をお願い申し上げます。(定員 80名)

- ① 13:30～14:30 「労働・社会保険関係 改正のポイント」
さくら社会保険労務士法人 社会保険労務士 竹内 政代
- ② 14:40～16:00 「令和6年度税制改正大綱のポイント」
さくら税理士法人 公認会計士・税理士 大寺 健司

駐車場は近隣の
コインパークを
ご利用ください。



妻の母は100歳!!

妻の母が100歳となった。かなり元気である。妻の父も101歳まで生きた。平均100歳超。二人のDNAを受け継いで妻も驚くほど元気である。朝から晩まで忙しく動いている。私はと言えば、仕事の時間以外は驚くほど怠惰な生活。テレビ大好き人間。休みの日に掃除のために叩き起こされるのだけは勘弁して貰いたい。

(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....

.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品奨励または中傷するものではありません。

発行

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメール: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181